

習志野市農業委員会総会議事録

平成26年第7回習志野市農業委員会総会は平成26年7月23日（水）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 16名出席 欠席 1名

※ 16番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 13番 塩田 幸太郎 15番 三橋 久吉

1. 議案審議結果

上 程 0件 承認 0件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午 前 10時00分

1. 付議事項

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	只今より平成２６年 第７回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日、１４番 合間 正秋委員より 欠席の報告をいただいております。 よって１名の欠席者と １名の欠員を含め１８名中 １６名の出席により本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。 １３番 塩田 幸太郎委員 １５番 三橋 久吉委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日、議案に上程する案件はございませんので、 先日の議案に係る現地調査は行いませんでした。 しかし、納税猶予の利用状況に係る現地調査を行っていますので 事務局より、後程、報告をいたします。 また、その他事項につきましては、事務局に進行をお願いしますが、 時間が余るようであれば、簡単な研修会をお願いしてあります ので、今後の審議の中で活用ください。 それでは、報告第１３号 農地法第４条第１項第７号の規定による 転用届出書の受理について、及び 報告第１４号 農地法第５条第１項第６号の規定による 転用届出書の受理について 事前に皆様に配布してありますので、 ご質問等がありましたら挙手願います。 事務局、説明するところがありましたらお願いします。
事務局	只今、お手元に資料をお配りしておりますが、報告第１３号案件に付随して おりますので、今から説明をさせていただきます。 昨年８月に納税猶予につきましてはご説明しておりますが、わかりやすく 資料を作成いたしました。 この資料を見ていただければ大方理解していただけたと思います。 納税猶予の場合、受ける時のお話ばかりで、免除については今までしてこな

	かったので、今回は免除のお話をさせていただきます。 この報告第13号の相続開始年月日が平成4年の1月で平成25年1月に免除になっております。 なぜ、ここで問題にしているかといいますと、●●●丁目●●●の中ですが今は市街化区域です。市街化区域の納税猶予は通常は終身ではないのかと、まず疑問を持たれると思いますが、この土地を納税猶予の適用を受けた時は、この申請地は農業振興地域、調整区域です。その後、平成19年3月20日に市街化に編入されています。 納税猶予制度は、受けた時の状況で判断しますので、現在市街化区域であっても20年で免除されることになります。 生産緑地については平成25年4月にあっせんで審議していただいております。 ・・・納税猶予の経過・適用農地の判断基準、免除等について 資料にて説明・・・ 今後、納税猶予を受ける等についての相談があった場合には、受けたら終身になりますので、良くご自身で考えて判断していただくようお願いをしたいと思います。
飯生良委員	市街化区域でも特例というのは、もし本人が重度な障害を負ったりした時には特例を受けられるのではないですか。
事務局	今のところそのような例はないです。法律でも出来るとは謳 ^{うた} っていないので、税務署との協議が必要になると思いますので、そのような時には事務局もまいりますので相談いただければと思います。
議 長	只今、報告第13号で事務局より説明がありましたが、ご質問等の有る方は、挙手願います。
飯生良委員	事務局の説明はわかりやすく良く理解できました。 ありがとうございました。
議 長	各地区で相談があったら今のような説明をしていただいて、事務局にも相談していただければと思います。 その他ご質問等ございますか。

村山委員	はい、村山委員。
議 長 事務局	たとえばですが、今まできれいにしていたんですが、今二反歩ほど一部耕作できてないところがあるんですが良くないですか。 耕作する意思があるんでしょう。 耕作の意思があることは当然必要です。耕作放棄地になってしまう事は問題になります。 現在、作付していない状況であったとしても、いつでも作付けできるように管理しておかなければならないんです。
議 長	質問等が無ければ、 本日の総会はこちらを持ちまして終了いたします。